

長崎市監査公表第 18 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 1 日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 4 年 3 月 25 日付 長崎市監査公表第 3 号）

2 監査の期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 22 日まで

3 措置を講じた部局（措置状況通知に記載の所管部局・所属名）

区分	部局名	所属名
意見	理財部	契約検査課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	意見	措置
契約検査課	今回、監査した中で、長崎市業務委託積算基準によらず、所属独自で算定している事例や、基本的な知識や認識不足による誤りが散見された。 長崎市においては、積算方法の統一化を図るため、平成 31 年 3 月に長崎市業務委託積算基準を制定しており、また、契約事務に関しては、より実務に近い内容の研修を実施しているところであるが、積算基準や基本的な契約事務手続きに関する理解が不足している。 今一度、積算基準の周知徹底を図るとともに、より効果的な契約事務の研修を行うなど、職員のより一層の資質向上に努められたい。	令和 4 年度については 6 月及び 12 月に、契約事務の担当職員等の受講を希望する職員を対象に、Web 上で実際に業務委託の積算を行ってもらい、解説を行う等の研修を実施した。今後も職員への研修については継続していく。 また、受講を希望する職員だけではなく全職員の積算についての知識や理解向上のため、研修動画については令和 5 年 2 月末まで、研修資料については通年契約検査課ネットフォルダ上に再度掲載した。なお、受講対象者は所属長、係長及び希望する全職員とした。 加えて、監査指摘事項及び意見の対象となった所属については、所属長及び係長に対し、個別に直接指導を行った。